

九 独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第二号の規定に基づき別に厚生労働大臣が定める事業（平成十八年厚生労働省告示第三百一十二号）第三号

十 国民健康保険法施行規則第五十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十八年厚生労働省告示第三百七十四号）第二号

十一 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）第一項

十二 独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサージス（平成十八年厚生労働省告示第五百八十五号）

十三 国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第三十四号）第三号

十四 国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第三十五号）第二号

十五 医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年厚生労働省告示第七十号）第七の六

十六 国民健康保険法施行規則第二十七条の十一第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十年厚生労働省告示第二百三十八号）第二号

十七 厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置（平成二十二年厚生労働省告示第三百四十号）

十八 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）第一号イの(1)から(3)まで及びロの(2)並びに別表第二

十九 職業訓練実施計画（平成二十四年厚生労働省告示第二百一十一号）第三部の四の(3)

二十 独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成二十四年厚生労働省告示第三百一十八号）

第二 次に掲げる告示の規定中、「**福**」を「**福**」に改める。

一 生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）別表第一第一章の3の表及び第二章の2の(1)の表の註

二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）別表第二章の11の注2及び第三章の1の注2

三 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一区分番号B009の注4

四 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）別表区分番号0112の注2

第四 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成十八年厚生労働省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一条第一号」を「第一条第二号」に、「（障害者自立支援法）を（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第五 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成十八年厚生労働省告示第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一項第三号」を「第一条第二号」に、「（障害者自立支援法）を（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第六 障害者自立支援法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第百五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める額

本文中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第七 障害者自立支援法第五十八条第四項の規定による自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び同法第六十二条第二項の規定による診療方針（平成十八年厚生労働省告示第百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第四項の規定による自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び同法第六十二条第二項の規定による診療方針

第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第八 障害者自立支援法施行令第三十五条第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならぬ者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第百五十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十五条第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならぬ者として厚生労働大臣が定めるもの

本文中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第九 厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

本文中「障害者自立支援法」に基づく指定障害福祉サービスマ等及び基準該当障害福祉サービスマに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスマ等及び基準該当障害福祉サービスマに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

第十 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次のように改正する。

第九号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一条第一号」を「第一条第二号」に改める。

第十一 障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条において準用する同法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条第二項及び第七十一条

条第二項において準用する同法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額

本文中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、第四号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

本文中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、第四号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

本文中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、第四号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

本文中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、第四号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

本文中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、第四号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第十二 障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百二十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額

本文中、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十三 障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第四項の規定による療養介護医療又は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び同法第七十二条において準用する同法第六十二条第二項の規定による診療方針（平成十八年厚生労働省告示第五百二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第四項の規定による療養介護医療又は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び同法第七十二条において準用する同法第六十二条第二項の規定による診療方針

第十四 障害者自立支援法第七十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成十八年厚生労働省告示第五百二十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具

本文中、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第七十七条第一項第二号」を「第七十七条第一項第六号」に改める。

第十五 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正する。

第一号中、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

第二号イ中、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号ハの(4)の(二)中、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第十六 障害者自立支援法施行令第二十一条第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成十八年厚生労働省告示第五百三十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額

本文中、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第十七 障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百三十四号）を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額

本文中、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十八 厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホーム（平成十八年厚生労働省告示第五百三十五号）の一部を次のように改正する。

本文中、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十九 指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第二号中、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十 厚生労働大臣が定める単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一号中、「障害者自立支援法」に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二号中、「障害者自立支援法」に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十一条 厚生労働大臣が定める離島その他の地域（平成十八年厚生労働省告示第五百四十号）の一部を次のように改正する。

本文中、「障害者自立支援法」に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二号イ中「障害者自立支援法(一)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(一)」に改め、同イの表上欄(1)の(一)中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準に改める。

第三号イ中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第三十一 厚生労働大臣が定める施設基準(平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号)の一部を次のように改正する。
第一号イ中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に改める。

第二号イ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第三十二 厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等(平成十八年厚生労働省告示第五百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に改める。

第三十三 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働大臣が定める者)等

第一号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に改める。

第二号中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき指定障害福祉サービスの設備及び運営に関する基準に改める。

第三号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に改める。

第三十四 厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に改める。

第二号中「同注(4)」を削り、同号イ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第三十五 児童福祉法第二十四条の二十第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(平成十八年厚生労働省告示第五百五十八号)の一部を次のように改正する。

各号列記以外の部分中「に掲げる」の下に「障害児入所医療を受ける者の」を加え、第一号及び第二号を次のように改める。

一 二十歳未満の者(次号に掲げる者を除く。)(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の十三第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額、同項第二号に掲げる額(同号に規定する食事療養標準負担額(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額をいう。以下同じ。))の合計額を除く。以下同じ。))及び同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額(その額が零を下回る場合は、零とする。)

二 二十歳未満の者のうち、被保護者又は要保護者である者であつて、かつ、食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となるものであつてこの号に定める額を負担することとしたならば保護を必要としない状態となるもの

第三十六 障害者自立支援法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額(平成十八年厚生労働省告示第五百七十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額

本文中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第三十七 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正する。

本文中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

第三十八 障害者自立支援法施行令第二十一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一号第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法

本文中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、第一号イ中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改め、第一号イ中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

第三十九 障害者自立支援法施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成十九年厚生労働省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額

本文中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、額とするの下に「ただし、平成二十七年三月三十一日までの間は、同表の二の項中、第四十二条の四第一項第二号とあるのは、第四十二条の四第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び支給決定障害者同一の世帯に属する者の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法第二百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が二十八万円未満であるもの又は令第四十二条の四第一項第二号とある。」を加える。

第四十 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四の四の四の(8)中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に、同四の四の(10)中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十四の二の(1)中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第四十一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項の支給給付等に係る厚生労働省告示の適用に関する告示（平成二十年厚生労働省告示第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第六号中「障害者自立支援法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額」に改める。

第七号中「障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八第三項第二号の厚生労働大臣が定める額」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八第三項第二号の厚生労働大臣が定める額」に改める。

第八号中「障害者自立支援法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八第三項第三号の厚生労働大臣が定める額」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する同法第五十八第三項第三号の厚生労働大臣が定める額」に改める。

第十号中「障害者自立支援法第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十八条第三項第三号の厚生労働大臣が定める額」に改める。

第十一号中「障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法」に改める。

第四十二 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第二第四号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第三第八号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

第四十三 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第二第四号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第三第八号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に改める。

第四十四 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成二十一年厚生労働省告示第百七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域

第五十四 障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第1の1の注1中「報酬等自立支援法に定める指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第五十五 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表の1の注3中「報酬等自立支援法に定める指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」を「報酬等の日中生活及び夜間生活に関する基準」に改める。

第五十六 障害者自立支援法第七十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

本文中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、第一号中「障害者自立支援法」を「指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第五十七 指定障害児相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一号イ、ロの(三)及びハの(二)並びに第二号イ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号ロ中「も」を「ものを」に改める。

別表第一中「自立支援協議会」を「協議会」に改める。

別表第二中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第五十八 指定地域相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正する。

本文中「障害者自立支援法」を「指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、第一号イの(一)中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第一中「自立支援協議会」を「協議会」に改める。

別表第二中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第五十九 指定計画相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十七号）の一部を次のように改正する。

本文中「障害者自立支援法」を「指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、第一号イの(一)中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第一中「自立支援協議会」を「協議会」に改める。

別表第二中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第六十 厚生労働大臣が定める送迎（平成二十四年厚生労働省告示第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第一号中「障害者自立支援法」を「指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号(1)中「障害者自立支援法」を「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第六十一 厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二号ロの(2)中「障害者自立支援法」を「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第六十二 看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第二第四号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、第七十七号第一項第九号に改める。

別表第三第八号中「障害者自立支援法」を「指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同号ロ中「も」を「ものを」に改める。

額に要する費用の額の算定に関する基準」に改める。